

興教大師年譜

373

389



始



興教大師年譜全

川井精春編

勅古寺根來徒衆敬崇靈驗新義傳法壯麗跨越
先規贈法印大和尚位覺鑊回仁和而開密教之
宗門投三井而探灌頂之祕奧住火生三昧勤修
精敏恆心入水輪一觀天眼宿明通力凡聖雖異
豈恐慧果後身乎恭敬惟同誠厥不動化現也密
嚴堪寄跡梵廷得達名謚興教大師

元祿三年十二月二十六日

(旨綸御號謚師大教興)

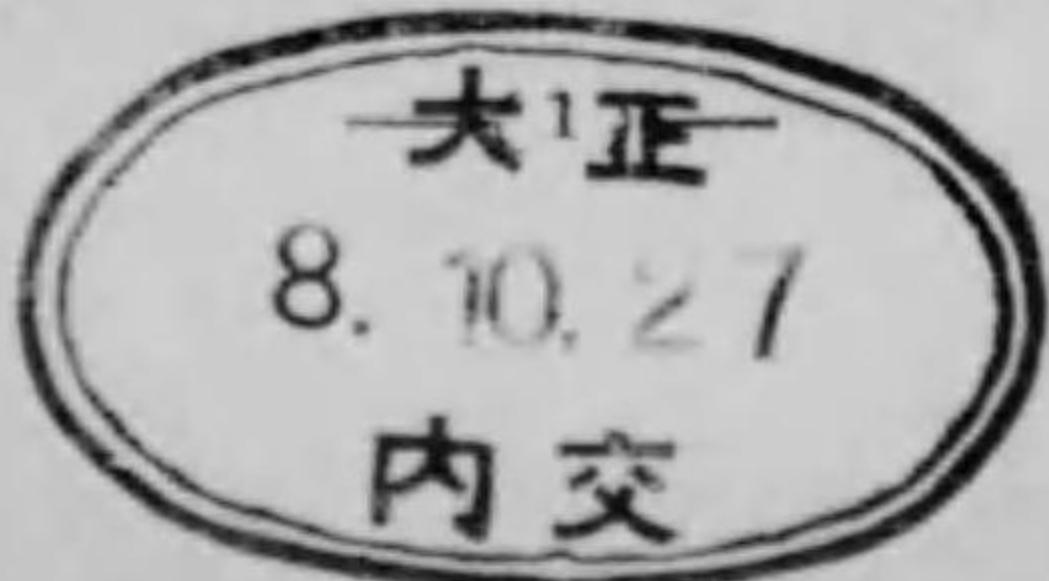
凡例

「若し我が名を聞かば必ず佛道を證す。本尊の稱を以て我が字となすが故に、謂く覺
鑊とは兩界大日の號、五部諸尊の稱なり——僧覺鑊とはこれ三寶の寶號のみ」と說
かれたるによりたり。

一、本書は覺鑊上人興教大師一代四十又九年間の事蹟を能ふだけ蒐集網羅し、且、上
人と關係ある僧俗の事蹟、堂宇の興廢、并に當時の形勢を知り何等か史的事實の推
考に資すべきものには▲印を附して特に其年次の末に出せり。

一、本書は編者が、覺鑊上人の傳記と並に其思想とを研究するに際し、便宜上編年體
により其要項を記載し置きたる備忘錄の一部分たり。

一、記載の事項中前來の傳記書によりて其年次を二三にし、又、事實の相違せるもの
あるも、本書は是等の傳記書につき考查したる結果、自己の見る處によりて、之を



決し、其年次の下に記載し、一概に斷定し難きものにありては、しばらく兩説を併せて掲げたり。

一、研究者の便宜の爲めに、各記載事項の出據につき、一々其末尾に書名等を註記せんと企てたるも、印刷に附するに際し、其繁を厭ひて終に之を割愛したり。

一、覺鏗上人の傳記として、前來、世に行はるゝもの其數甚た少く、且、其の詳細なるは更に稀なり。現存するものにて著作年代の最古なるは、元亨釋書と眞言傳なるべく、しかも、上人滅後、前者は百八十年、後者は百八十三年の著作にして、何れも詳細ならず。其後上人滅後五百二十九年を経て、密嚴上人行狀記出て、やゝ詳細なる記事あり。續いて結綱集（滅後五四一年）、高野春秋（滅後五五二年）、本朝高僧傳（滅後五六〇年）、傳燈廣錄（滅後五八四年）、年譜和讚（滅後六一九年）出て、漸く傳記の數を加へ來りたるも、その内容に於ては密嚴上人行狀記を出づること多からず。明治に到りて、行狀圖記、御一代略傳の世に出てたり。然れども以上の諸書中、興教大師の傳記として單行して世に行はるゝものは、現今殆んど書店にその影を没し、頗る寂寥

の感あり。これ編者が未だ其完成せざるに先ちて、早くも其備忘錄の一部を公刊して、この缺を補はんとする所以なり。大方の識者、幸に示教を垂れ缺漏を増補し誤謬を是正し以て完成の期を早むるを得せしめ給はゞ幸甚なり。

一、本書を編むに際し豊山大中學、小林正盛師、阿部宥精師、陶山勝道師等の圖書を借覽し、又權田雷斧師、加藤精神師、小林正盛師、林田光禪師、其他先輩知友に負ふ所甚だ大なり。殊に本書出版に關しては小林正盛師の勸奨による。謹んで感謝の意を表す。

一、本書の記事中、處々に一家言を挿みて、宗祖の行蹟を評語したるあり。甚だ體を得ざるの感あるも、末資が宗祖の傳記を記載するに際し、止み難き一念より發露したる心情の數滴のみ。讀者幸に恕せられんことを望む。

一、本書に於て編者の最も遺憾とする處は、編年體に記載したる爲め、著者が年來の主張たる宗祖の行實を、心理的社會的に描寫する事の全然不可能なりしこと、及び印刷を急ぎたる爲め、校正の或は粗漏なきやを保し難きことなり。更に他日書を新

にして此等の缺を補はんことを期す。

一、本書を編むに際し直接参考引用したる書目は左の如し。()内の年月日は著作又は刊行の年月日なり

元亨釋書第五傳法院覺鏗 師鍊著(元亨二年八月十六日)

真言傳卷七傳法院木願覺鏗上人 榮海著(正中二年六月三十日)

密嚴上人行狀記三卷 了意著(寛文十一年五月)

結網集卷上密嚴尊者年譜運敞編集(天和三年五月)

高野春秋編年輯錄卷第六 懷英編(元祿七年霜月)

本朝高僧傳卷第十二紀州傳法院沙門覺鏗傳 師蠻撰(元祿十五年三月)

傳燈廣錄卷上高野山廣澤兩傳法院根來圓明寺開祖證自性大師覺鏗傳 祐寶著(享保十一年)

興教大師年譜和讃三卷 但觀著(寶曆十二年)

興教大師行狀圖記三卷 上野相憲著(明治二十二年一月二十八日)

興教大師御一代略傳一卷 権田雷斧著(明治二十四年三月五日)

紀伊風土記第三十七卷 傳法院覺鏗傳

興教大師全集 加持世界社編(明治四十二年四月三十日)

▲撰集鈔第六卷 ▲續帝國文庫第四十九編興教大師實傳 ▲續群書類從第八輯本願聖人御傳 ▲傳法院座主補任次第 ▲金剛峯寺執行檢校阿闍梨補任略記 ▲真俗雜記第二十三卷傳法院本願上人銘 ▲高野往生傳 ▲血脈類聚記第四 ▲東國高僧傳第八 ▲續々群書類從第十六六條判官源爲義書狀 ▲大宰管內志 ▲熊野別當代々記 ▲仁和寺諸師年譜 ▲仁和寺御室系譜 ▲中右記 ▲天承元年兩院熊野御詣記 ▲政事要略 ▲釋家官班記 ▲僧綱補任抄出 ▲初例抄 ▲仁和寺御傳 ▲一代要記 ▲東大寺要錄 ▲百鍊抄 ▲東寺長者補任 ▲東大寺別當次第 ▲今鏡 ▲東寶記 ▲本朝世記 ▲興福寺別當次第 ▲護持僧次第 ▲護持僧補任 ▲皇年代略記 ▲帝王編年記 ▲天台座主記 ▲永久元年記 ▲真言宗史綱 ▲高野御幸記等

大正八年十月七日

神齡山下にて

精春しるす

五根五力を生じ千魔惹けども動せず、盡期、戒珠點れども瑕なし。

一人三公、諸侯伯士、之を鑑るもの其價を測らず。美婦童を抱いて泣き、天王玉を弄して以て授く。野山に金碧の區宇を聳えしめ、根嶺に圓明の寶刹を建て、天恩荐りに臻り 上皇庭に邀ふ。諸方の燈炬を獲ては海天の極底を究め、溜眼無しと雖、一箭道能く餓狗の汚濁を知る。鍼輔を用ゐずして三尺の鏡輪潛龍の水面に湧く。源老が爲めに微音を發し、兼子を待つて鬚髪を長くす。五百の星霜を経て兩般の謚號を得たるもの、三たび楞嚴大師を賜はると併せ按すべし

——(傳燈廣錄中祐寶師が宗祖を贊したる文なり)——

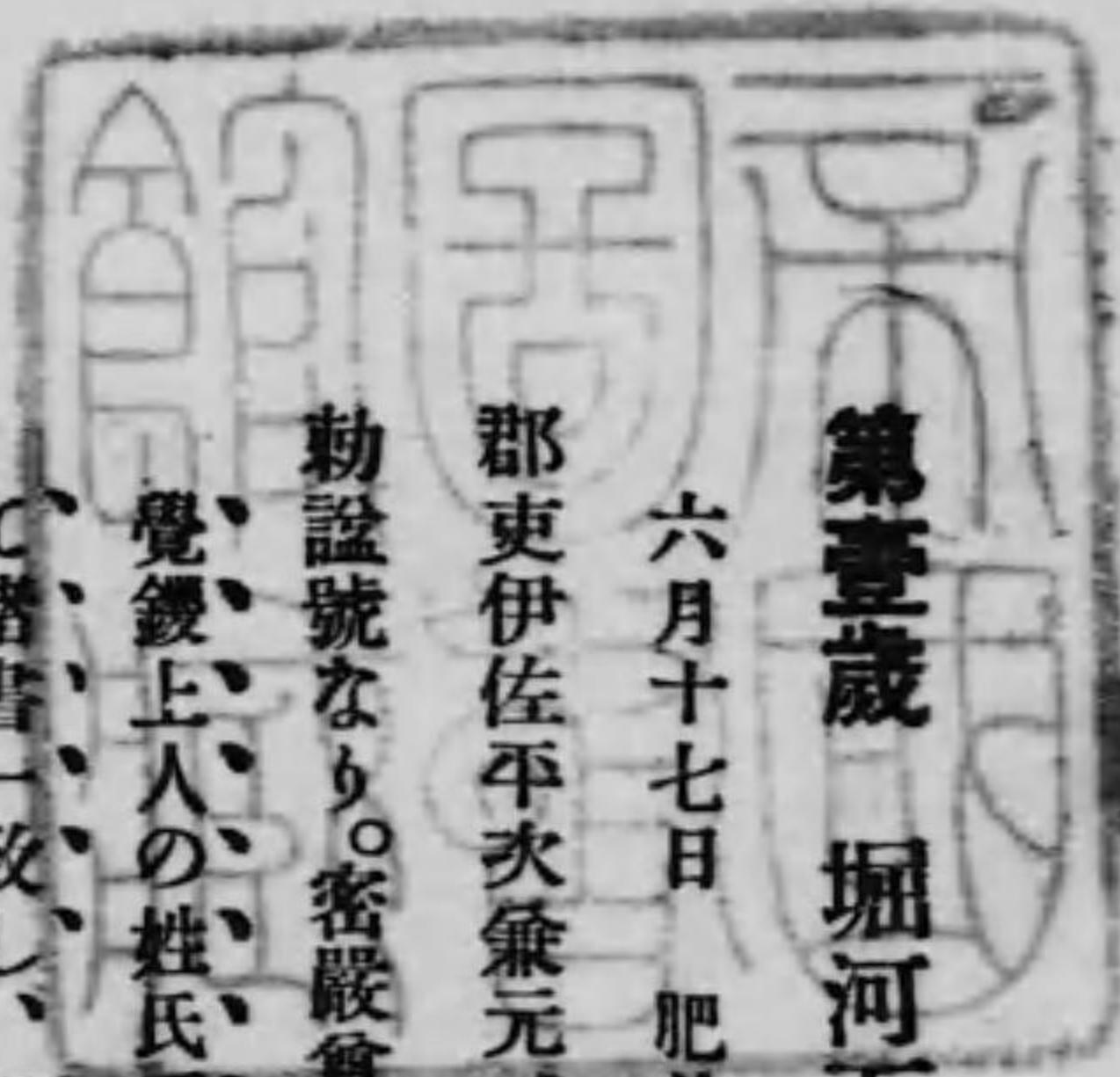
興教大師年譜

川井精春編

第壹歲 堀河天皇 (嘉保貳年乙亥) 皇紀一七五五

六月十七日 肥前藤津(現今佐賀縣藤津郡鹿島町字行成誕生院)に誕生。父は藤津郡

郡吏伊佐平次兼元、母は橘氏、幼名彌千歳麿、出家して正覺房、覺鑊と稱し、興教大師は勅謚號なり。密嚴尊者、本願上人、密嚴新人等の別稱あり。兄弟四人。大師は其三男なり。覺鑊上人の姓氏系譜につきては、其詳細を知ること能はずと雖も、平氏たることに於て諸書一致し、父君兼元が勇武の名を馳せ、郷黨敬畏の標的たりしことは疑ふ餘地なし。而して其誕生の靈地葛津フチツは、成務天皇の御代に國造を置かれ、日本武尊熊襲と征するに際し此地を過り、弘法大師入唐求法の歸路又足跡を印し給ひしが如し。東、有明海を隔てゝ近く筑後の城樓を眺め遙に安蘇火山に對す、西南多良淨土國見



等の連山重疊として、北に筑紫平野を隔て、遠く脊振山塊を負ふ。自然の形勝、大陸の文明流入の咽喉たり。時、恰も藤原氏の權威漸く衰へて、源平二氏興起の機運熟せんとする日に當る。上人がこの時この新興の姓氏に出て、この靈地に降誕す。時と處と位と共に間然する所なし。滅後七百七十有七年の今日光輝愈々赫々たる由來する處遠く且深しと云ふべし。

▲二月三日維範野山南院に寂す。

▲二月十九日高野山大塔再興土木の規則を始營し大門の舊蹟を糺ね西口九折坂道に華表を創立せんと欲す(時に野山檢校は明算なり)

▲六月七日高野山大塔造營手斧始。

▲十月延暦寺の僧徒神輿を奉じて源義綱を訴ふ。

第貳歲 堀河天皇 (永長元年丙子) 皇紀一七五六(十二月十七日天變 地震によりて改元)

- ▲三月二十日覺行親王高野山に登り二十一日灌頂を修行せらる。
- ▲三月十八日僧俗一萬人をして一日に一切經を寫さしむ。
- ▲七月七日高野山大塔土壇築き始む。八月二十一日石居。
- ▲七月乾方星數十如貫珠。
- ▲八月七日郁芳門院崩御。
- ▲八月十日白河上皇御歳四十四才にして御出家。
- ▲九月二十五日興福寺金堂焼く。

第參歲 堀河天皇 (承徳元年丁丑) 皇紀一七五七(十一月廿一日天變地 震洪水によりて改元)

異賊船百餘艘松浦澳及び筑前海上に來り攻む。彌千歳磨君の父上伊佐平次兼元戰功あり、祿村大庄四ヶ所を賜ひ官に列す。

▲三月十九日高野山奥院拜殿始終五ヶ年を経て落慶、通夜行道法事を勤め永世の後格とす。

▲七月朔日より三ヶ日間、晝夜不斷尊勝陀羅尼を高野山西御堂に始行す。

▲八月二十一日高野山大塔上棟。

第四歳 堀河天皇（承德二年戊寅） 皇紀一七五八

▲二月興福寺上棟。

▲五月十九日蓮待土州金剛定寺を辭し、自ら死期を知り高野山に歸り六月七日八十
六歳にして往生。

▲七月二十一日天皇法勝等に幸す。

第五歳 堀河天皇（康和元年己卯） 皇紀一七五九（八月二十八日地震に依りて改元）

▲正月覺行（白河法皇の第三子）親王の宣を蒙り法親王の始めとなる。

▲二月十七日前攝政師實（五十八歳）高野山に登り自書の法華理趣二經を埋め建塔。

▲同十八日より二十日迄金剛峯寺に法華八講を始修。

▲四月尊勝陀羅尼を鳥羽院に供養す。

▲閏九月東大寺衆徒別當經範を訴ふ。

▲十一月朔高野大塔檜皮葺始。

▲十二月五日圓宗寺にて灌頂を行ひ覺行（二十五才）大阿となる。

▲寛助（四十三才）權律師に任し白河院御祈の爲めに高實朝臣の宿所を以て檀所とし
て愛染法を修す。

第六歳 堀河天皇（康和二年庚辰） 皇紀一七六〇

▲三月高野山本經藏（文珠樓）を慶す。

▲五月二十一日永觀（六十八才）東大寺別當に補す。

▲六月園城寺長吏隆明の房舎を火く。

▲七月七日野山大塔内陣絵繪の爲めに畫工播磨律師を召すに老衰して來らず子息を
して代筆せしむ。三十日にして成る。

▲十月二十五日高野山大塔始終十三年にして大成。

第七歳 堀河天皇（康和三年辛巳） 皇紀一七六一

▲二月前關白師實薨す。

▲三月法皇鳥羽證金剛院を慶す。

▲四月經範東寺長者に補し、八月法務を兼ね。

▲六月十六（又五）日寛意（四十八才）高野山遍照光院に寂す。

第八歳 堀河天皇（康和四年壬午） 皇紀一七六二

秋、催租の吏、父君兼元の家に入り喧呼す。彌千歳麿君この光景に感發する所あり。兄材答坊（又は八百比丘尼）の教により、大日を本尊とし、眞言を所歸とし、諸有の善根を盡く自他成佛に廻向せんことを期す。

大師の第一聲は稅吏の暴慢、庶民を奴隸視するを目撃して發せられたり。曰く「我天下の第一人者とならん」と。發心の動機は先づ人格尊嚴の自覺に萌せり。蓋、人生最高の目的は成佛にありて他なく、佛は人間の眞實覺者の稱なり。

▲三月十八日白河法皇五十の賀を祝し給ふ。

▲五月山徒神寶を奉じて入洛法勝寺檢校を訴ふ。

▲七月二十一日尊勝寺供養天皇幸し覺行導師たり。

▲九月二十二日譽田山陵振動如雷。

第九歳 堀河天皇（庚和五年癸未） 皇紀一七六三

彌千歳麿君、革腥を茹はず、焚香禮佛して克己自制所志の貫徹に力め給ふ。

▲正月仁和寺喜多院火く。

▲三月興福寺大衆入洛して講師湛秀を訴ふ。

▲五月上皇尊勝陀羅尼を供養す。東寺舍利會を始修す。

▲正月二十九日、五月十六日の二回寛助五檀法、金剛夜叉法を勤仕。

▲十一月二十五日白河法皇高野山へ御幸二十九日大塔を慶す。

第拾歳 堀河天皇 (長治元年甲申) 皇紀一七六四(二月十日天變に依り改元)

彌千歲麿君の父上、兼元逝去せらる。

▲正月十七日寛助權少僧都に任す。

▲三月十七日法印權大僧都經範(七十四才)座主入寂、▲南築紫慶暹寂。

▲三月二十四日尊勝寺に始めて結縁灌頂を置き天台東寺隔年之勤む。今年東寺の番、覺行勤仕、當日行幸あり。

▲五月範俊東寺長者に補し、勝覺を東大寺別當に補す。

▲七月覺法(十四歳)仁和寺に出家す。

▲八月山徒座主慶朝の房舎を毀つ。

▲濟暹長者職に非ずして真影供を献す。

▲十一月山徒座主慶朝竝に貞尋を訴よ。

第拾壹歳 堀河天皇 (長治二年乙酉) 皇紀一七六五

▲正月山徒數千祇園神輿を奉し園城寺證觀を訴ふ。

▲閏二月法皇尊勝陀羅尼を修し恒例とす。

▲五月十九日寛助加任三長者。

▲八月山徒神人等大宰權帥季仲を訴へ、拾月神輿を奉じて入洛、其所罰を促す。

▲十一月(又十)八日覺行(三十一歳)仁和寺法室に寂。覺法仁和寺法務に補す。

▲十一月十七日男山鳴動、神功皇后成務天皇兩山陵鳴動。

第拾貳歳 堀河天皇 (嘉承元年丙戌) 皇紀一七六六(四月九日彗星により改元)

▲七月檢校明算庭儀灌頂を真譽持明房に授與す。

▲九月山徒大臣信長の後家を濫責す。

▲十一月十一日明算(八十六歳)中院に寂。定深理性房高野山の檢校執行となる。名手村を大塔庄苑に賜ふ。

第拾參歲 堀河天皇（嘉承二年丁亥）皇紀一七六七

夏の頃（五月？）慶照坊に伴はれて出京、彌千歳麿君、寛助僧都の室に入る。寛助僧都一見傳燈の法器なるを豫知して歡喜淺からず。圓林法師に世誦を、定尊律師に出世の指南を受けしめらる。

- ▲三月二日寛助二長者に任す。
- ▲三月二十一日覺意（五十六歳）寂
- ▲四月十七日永嚴（三十四歳）成就院に傳法の職位を受く。
- ▲五月二十三日寛助（五十一歳）權大僧都に任じ仁和寺、竝に圓教寺別當に補し七月十日堀河齊院御所に孔雀經法を行はる。
- ▲七月十九日堀河帝崩（御年二十九歳）香隆寺東邊に葬る。
- ▲十二月二十一日寛助護持僧となる。

第拾四歲 烏羽天皇（天仁元年戊子）皇紀一七六八（五歲御即位）

圓林、彌千歳麿君を將て南京に赴き、興福寺圓如房得業惠曉に唯識俱舍を、東大寺東南院覺樹（二十五歳）右大臣僧都に華嚴三論を學ばしむ。早慧電影を照して聲名雷の如し。

- ▲正月八日眞言院にて後七日御修法。
- ▲三月寛助法印に叙す。
- ▲三月六日定深（六十一歳）寂。良禪（六十八歳）高野山執行となる。
- ▲七月十八日仁壽殿に不動法を勤修。
- ▲九月二十六日北院に孔雀經法を三七日間修行す。
- ▲九月興福寺大衆多武峯を焼く。
- ▲十月朔高野山山王院にて仁王講を始行す。良禪の發願にて一天泰平風雨順時五穀成熟萬民豐樂の爲め也。

第拾五歲 烏羽天皇（天仁二年己丑）皇紀一七六九

彌千歳麿君東大興福兩寺の間に遊んで本寺に歸ることを樂はず。一夜春日明神の靈夢により他山に住して密教の興隆を計るべきを感知し、圓林亦夢に高祖大師示現して彌千歳麿君を長く他門の闇に繋ぐを責め給ふを知る。

▲正(又三)月、範俊權僧正に任す。

▲四月二十九日寛助詔を奉じて傳法職位灌頂を覺法親王に授く。

▲六月山徒清水寺別當定深を訴ふ。

▲十月二十三日仁和寺に始めて傳法會を置き理趣經を講ず。講師權律師濟暹學衆三十人。

▲良忍大原來迎院を建つ。

第拾六歲 烏羽天皇 (天永元年庚寅) 皇紀一七七〇(七月十五日慧星に依り改元)
彌千歳麿君圓林の勧めに隨ひ、仁和寺に歸り、十月十六日寛助僧都に從て、沙彌十戒を受け名を正覺房覺饗と改む。八幡大菩薩守護を垂れ、熊野權現來山を勧め給ふ等の靈夢あり。

▲正月寛助烏羽殿に大北斗法を修し。又、六月四日孔雀經法を修して慧星を祈り、阿闍梨五口を賜ふ。

▲十月寶生房教尋、庵室を南谷に構へ諸生を教化して終に一門を立つ。

▲覺樹、維摩會講堂に登り酬弁瀾を讌し、權少僧都に勅任。

第拾七歲 烏羽天皇 (天永二年辛卯) 皇紀一七七一

▲永觀律師十一月二日七十九才にして寂。

▲興福寺東大寺僧徒爭ふ。

▲九月二十二日行惠惣持坊、良禪より兩部の大法を瀉瓶す。

覺鏡上人寛助僧都より十八道を受けて修行せらる。

第拾八歲 烏羽天皇 (天永三年壬辰) 皇紀一七七二

- ▲四月二十四日範俊(七十五歳)寂。
- ▲四月寛助(五十六歳)東寺一長者并に金剛峯寺座主に補す。
- ▲九月二十八日聖惠灌頂職位を得。
- ▲十二月覺法親王の宣を賜る。

第拾九歲 烏羽天皇 (永久元年癸巳)

皇紀一七七三(七月十三日天變兵
革疾疫により改元)

- 覺鑊上人、寛助僧都より兩部の法を得て、加行満し畢る。再び奈良に赴きて、性相權實の奥義を探る。南都佛徒の騒擾を見て感殊に深し。
- 正月九日寛助法務を兼ね同十四日權僧正に任す。
- 二月比大疱瘡。
- 三月上皇法勝寺に一切經供養。
- 閏三月興福寺大衆神木を奉じ勸學院に到り清水寺別當を代へんことを請ふ。
- 山徒清水寺を毀ち。四月山徒興福寺大衆と戦ふ。
- 經法を修す。
- 十一月二十二日東寺に定額僧十口を加ふ。

第貳拾歲 烏羽天皇 (永久二年甲午) 皇紀一七七四

覺鑊上人、東大寺の戒壇に具足戒を受け、高野明神及高祖大師の荐りに來山を促すの靈夢を感じ、十二月大晦夜、裳を裂きて足を裹み、高野山に登り、大塔の下にて阿波上人青蓮の迎接を受け往生院に入る。青蓮、覺鑊上人の肌骨面容非凡なるを相し、禮を厚くして正法興隆の大任を懇囑す。

拾三歳郷關を出て、七春秋、京都并に奈良の間に往復す。大師の見聞する世態人情の何ぞ醜陋なる。僧侶は官位の争奪に騒擾し、閥族比周して名利に狂奔す。藤氏の文弱、地方豪族の興起、魔術的法力の信仰、思想の混亂、盜賊山賊の横行、數々來

れば一として個人と社會と共に皆頽敗の淵に沈淪せざるなし。かくして時代は一轉機を劃さんとし、改造の機運は救世者の出現を促して止ます。淵に臨んで魚を羨は、退て網を結はんには如かず。大師、花の都を後にして酷寒雪の山に入る。寔に所にある哉。

- ▲五月八日寛助土御門内裏に孔雀經法を、六月二十八日仙洞に五壇法を修す。
- ▲九月十日琳賢、良禪より具支灌頂を受く。
- ▲十一月覺法、法勝寺竝に尊勝寺檢校に補す。
- ▲春秋二季の結縁灌頂良禪恒例之を行ふ。

第貳拾貳歳 鳥羽天皇（永久三年乙未） 皇紀一七七五

覺鏤上人、二月最禪院明寂阿闍梨に就きて秘印密言を受け、院の別房に寓す。三月最禪院回祿により西谷長智院大蓮坊に轉す。障子の文を書して、この年より同五年に到る間離言説の三昧に住し護摩の祕法を修し求聞持の密軌を行ふ。

- ▲寛助二月鳥羽殿に五壇法、内裏に孔雀經法、三月院に孔雀經法、圓宗寺五大堂に五壇法を始めらる。
- ▲三月二十一日御影供の大法會執行。
- ▲四月一日高野山中門再興、良禪の營補なり。勅免により良禪に香色法服を賜ふ。
- ▲十一月十六日濟暹（九十一歳）寂

第貳拾貳歳 鳥羽天皇（永久四年丙申） 皇紀一七七六

明寂阿闍梨より求聞持法を受け、高祖の廟前に九種の大願を發し、春初より冬末に至り、三度求聞持法を修して驗なし。

名利の浮雲にひとしきを知り、眞實無盡莊嚴恒沙の已有を開見せんとする求道者の心情は、恩師に對する絶對的歸依によりて告白せられたり。九種大願の文に曰く、「我若し悉地を得ば明寂聖人に今身より佛に至るまで、内外の忠孝を極め、種々の善巧を設け、重々の方便を廻らして、現在生の中に必ず智慧を開かしめん。乃至所生の處

に隨逐して離れず。生々に必ず善友として世々に定て給事せん。設ひ彼地獄に墮すとも我代りて炎中に入らん。況んや、餘の輕苦をや、豈拔濟せざらんや。設ひ身命を失壊すとも猶退屈を生ぜず、況んや餘の供給に於てをや。誰か敢て勞倦を辭せん。況んや復世の所有の餘寶の資財等衣食田地の族、豈これ難供とせんや」と。人格尊嚴の感は又絶對歸依の情と一致す。

▲五月寛助僧正に任じ廣隆寺別當に補す。▲行尊僧正となる。

▲十月二十八日白河法皇熊野に御幸、野山より還御の便路を窺ひ奉るに今般直に還幸あり。

第貳拾參歳 鳥羽天皇（永久五年丁酉） 皇紀一七七七

▲正月寛助御修法修行、法勝寺別當に補す。土御門内裡に孔雀經法、三月十二日白河法勝寺阿彌陀堂中御塔供養の導師となる。

▲五月十五日良忍（四十一歳）佛授を感ず。

第貳拾四歳 鳥羽天皇（元永元年戊戌） 皇紀一七七八（（四月三日天變並に御慎により改元）

再び大願を立て、六月二十四日晨朝より八月十七日早晨迄求聞持法を修行するに驗なし。

結綱集には是年千日護摩を修し離言説の三昧に住し二偈を障子に書すと云ふ。

八歳「我、天下の第一者とならん」との志を立てたる彌千歳麿君は、二十二歳にして恩師明寂阿闍梨に對し絶對的歸依の心情に苦修練行の沙彌覺鑑となりぬ。高祖の廟前に大願を立つること二回、求聞持法を修すること八回、千日無言の三昧より出定したる若き求道者は、今や將に心靈の妙力に加被せられんとするの境地に達し、二十四歳大聲喝破して曰く、「若し十方三世の佛を歸敬せんと欲せば、必ずまさに六道四生の類を尊重すべし。堅には過去の四恩及び未來の五佛、横には十方の諸尊並に兩部の三寶なり」と。至れる哉言や、一讀、歡喜法悅、眞に禁じ難きものあり。余思はず筆を投しぬ。唯、勇躍あるのみ。

▲三月二十七日院宣により成就院に中宮御祈の爲め孔雀經法、七月白河新御所に不動法を修す。

▲良禪高野山奥院に朝拜法事を始修し恒例とす。

▲四月寛助(六十二歳)東大寺別當に補す。

▲八月朔日奥院拜殿に三口の山籠僧侶を置き長日不斷の勤行を始む。

▲閏九月七日白河法皇熊野に幸し大藏經を慶す。

▲十二月七日高野山奥院拜殿に數多の常燈を挑け始む。

▲十二月十七日天皇行幸、最勝寺を慶し覺法を其長吏、寛助を其別當に補す。

第貳拾五歳 鳥羽天皇 (元永二年己亥) 皇紀一七七九

▲正月五日院宣により成就院に中宮御帶加持。

▲四月仁和寺焼失。

▲五月廿六日待賢門院御產御祈五坦法、中坦は覺法勤修、同廿八日中宮御祈の爲め

に孔雀經法を修す。

▲五月 崇徳院御誕生。

第貳拾六歳 鳥羽天皇 (保安元年庚子) 皇紀一七八〇(慎により改元)

永久三年より今年に至る間、専ら苦修練行菩提心の開發に精進し許可の職位に預ること再三、傳法灌頂を受くること八度なり。

祕密莊嚴の寶藏を開見するの祕鍵は甚深廣大、自然の智慧を獲得するに在り。故に高祖大師も先づ求聞持の法を修し給ふ。宗祖大師の苦修練行が先づこの一法に白熱せられたる偶然にあらず、大師自らその願文に述べて曰く「百年の癡修一念の知行に及ばず、有智は小功大果無智は多行少報なり」と、これを修すること前後五ヶ年に涉りて八ヶ座、未だ悉地現前せず。しかも更に退轉の心なし。大師は精進の權化か精進菩薩權化して大師となれるか。

▲正月法興院焼く。

▲四月山徒園城寺と鬪ふ。

▲八月興福寺大衆及春日神人入洛し雅隆を訴ふ。

第貳拾七歳 鳥羽天皇 (保安二年辛丑) 皇紀一七八一

九月廿一日癸未柳宿木曜仁和寺成就院道場に於て寛助僧正に三摩耶戒を受け兩部の灌頂に沐す。教授北院兼覺、唱導師最嚴、護摩師永嚴也。堂内に於て覺鑊上人面門より放光、稀有の祥瑞あり。

十月醍醐理性坊に賢覺を訪ひ五部灌頂を稟けて小野一流の祕訣を究め且、勝覺所傳の求聞持法を受く。

▲五月山徒觀音院一乘寺房舍を焼く。

▲閏五月二日山徒園城寺を焼く。

▲閏五月八日二長者權大僧都嚴覺勸修寺に寂。

▲七月四日白河院御祈の爲め五坦法。

▲十月六日寛助大僧正に任し庇軍の宣を給ふ。

第貳拾八歳 鳥羽天皇 (保安三年壬寅) 皇紀一七八二

七月廿日求聞持法表白、賢覺所受の法により、明寂、永尋を助成僧として奥院道場に一百日勤修、悉地成就して神通を得給ふ。

▲六月祇園神人敦俊の屋舎を毀つ。

▲八月山徒、座主寛慶の房舎を毀つ。

▲十月二十日真譽阿闍梨寛助大僧正に隨ひ相承房にて具支灌頂を受傳す。教授兼覺、

護摩師永嚴なり。

第貳拾九歳 鳥羽天皇 (保安四年癸卯) 皇紀一七八三

九月二十七日授法を請ふの書簡を認め給ふ。

授法を請ふの書簡に曰く「弟子自讚に似たりと雖、其の機に非ざるに非ず。生年八歳にして始めて道心を發し、大日を本尊とし、真言を所歸とし、諸有の善根盡く自他の成佛に廻らし、三世の行業穢芥も名利の爲めに非ず。縱ひ急難に遭ひ、設ひ重病に沈むとも未だ行業を退かず、未だ除舍を祈らず、況んや餘事に於てをや。十八歳にして十八道を受け、十九歳にして兩部の法を得、二十二の春より二十七の秋に至る迄、凡そ許可の職位に預ること再三、傳法灌頂を受くること八度なり。日夜持念して未だ曾て闕忘せず。或は境界の中に本尊に遇ひ授記を被り、或は夢想の裏に大師より灌頂を受け、況んや復た宿命の事を告げ當相の相を示さる。印可所解決、斷不審等勝計す可らず。冥顯感あり修學倦むことなし、深信彌々堅道心倍々切なり」と、しかも猶未だ求法の全かざるを嘆き、身心驚怖、晝夜悲吟、寢食安んせず。法門無邊誓願學、その實證を我が宗祖に見る。有り難き哉。

▲正月二十八日鳥羽天皇、位を崇徳天皇に譲り給ふ。

▲六月十八日寛助中宮の御產を祈る。

▲七月十八日吉神輿入洛、平忠盛、源爲義を遣し山徒の亂入を禦かしむ。

▲十二月行尊天台座主に補す山徒之を拒む。

第參拾歲 崇徳天皇（元治元年甲辰） 皇紀一七八四

心月輪秘釋を選述し給ふ。

既に兩部の灌頂に沐し、又求聞持法の悉地を見たり。靜に月輪を觀すれば萬行悉く一月に入り、一月は自心の實相、阿字本不生の菩提心に通達す。奇しき哉一心萬法を含めり大なる哉。滿月十方に遍せり。月心即一、一にして無數なり。乃ち筆を探りて心月輪の秘釋を述べ給ふ。時に年而立に達し、良忍上人融通念佛を創唱して教界に新運動を起し來り内外の物情宗祖の心を刺激せるもの多し。恩師明寂阿闍梨此年を以て世を去り、翌年々頭恩師寛助大僧正も相踵いて亦滅を示し給ふ。翻みれば慈母の膝下を離れて早くも二昔ならんとす。安否の程も氣遣はるゝ哉。霜露の命消え易し。大師は更に勇猛心を鼓舞して宗教宣傳の化他門に出てんことを志し、先づ根

本道場の建立に着手し爾來漸く多事ならんとす。

▲天治年中明寂阿闍梨遷化し給ふ。

▲閏二月白河鳥羽兩院法勝寺に幸す。

▲六月良忍融通念佛宗を弘む。

▲十月二十七日鳥羽上皇高野山に御幸す。寛助も供奉す。

▲寛助、五月二十一日中宮御產祈の爲め孔雀經法を修し、十二月二十一日法務を辭し給ふ。

第參拾貳歲 崇德天皇（天治二年乙巳） 皇紀一七八五

孝養集を選述して母に送り給ふ。

▲正月十五日寛助（六十九才）諸職を辭して入寂。寶塔院に葬る。

▲勝覺僧都一長者に至り法務並に坐主となる。

▲三月覺法仁和寺檢校に補す。

▲五月行尊大僧正に任ず。

▲五月二十八日勝覺權僧正に任ず。

第參拾貳歲 崇德天皇（大治元年丙午） 皇紀一七八六（正月二十二日痘により改元）

東寺稻荷の神祠、和州信貴山毘沙門天に祈り伽藍建立を志願し給ふ、吉野川邊に石手莊受領の契券を拾ひて其持主平爲里の寄進を受け、十二月石手莊に神宮寺（圓滿院）を建て、自ら落慶供養の導師たり。

▲十一月白河鳥羽兩院熊野に幸す。

▲七月覺法に阿闍梨五口を賜ふ。

第參拾參歲 崇德天皇（大治二年丁未） 皇紀一七八七

▲正月覺法二品に叙す。

▲三月東寺の寶藏焼く。

▲十一月二日白河鳥羽兩院高野山に幸し塔を慶す。勝覺供奉す。

▲覺法親王(三十七歳)も供奉して登山、光臺院(勝蓮花院)を創建して山上に留住す。

▲勝覺鳥羽上皇の爲めに如意寶珠法を修す。

第參拾四歲 崇德天皇 (大治三年戊申) 皇紀一七八八

- ▲三月十三日圓勝寺を慶し覺法其長吏に補す。
- ▲九月二十八日法勝寺に小塔八萬餘を慶す。

第參拾五歲 崇德天皇 (大治四年己酉) 皇紀一七八九

- 閏七月二十七日曉に夢あり密嚴院十德を書し給ふ。
- ▲正月永尋寂。

▲二月奥院河北に御室菴を創造す、覺法親王御參籠の爲に滿寺より之を營む。

▲四月勝覺寂。信證、東寺長者に補し法勢を兼ね。

第參拾六歲 崇德天皇 (大治五年庚戌) 皇紀一七九〇

聖惠親王、二月高野に覺法親王を訪ふ爲め登山、往生院に入る。阿波上人、覺鏤上人を薦む。覺鏤上人聖惠親王に一字建立の志願を語り、備後の僧都、丹後の阿闍梨、大乘坊、淨法坊、青蓮坊等助禱す。

鳥羽上皇夢に覺鏤上人の加持を蒙り治病し給ふことあり。

四(又五)月野山に小傳法院を建て丈六の尊勝佛頂の像を安置し僧侶卅六人を置く。聖惠親王の内奏により鳥羽上皇の御願寺とす。

▲六月野山に堂衆を置く。

▲六月聖惠親王高野山に再び登山、金剛心院の内に引攝院を建て阿彌陀佛を安置し

て一向専念し給ふ。

▲七月十五日野山金堂に始めて布薩を行ふ。以後恒例とす。

▲十月二十五日法金剛院供養。

▲七月定海醍醐寺に孔雀經法を修し雨を祈りて驗あり。

第參拾七歲 崇德天皇(天承元年辛亥)皇紀一七九一(正月二十九日改元去年炎旱天變等による)
門徒漸く増して古院小狭なるにより更に奏請して三月二十一日大傳法院の造立を始む。園城寺の行尊大僧正野山に四月より來住して親ら繩を曳き地を畫して之を助け給ふ。

▲二月定海護持僧となる。

第參拾八歲 崇德天皇(長承元年壬子)皇紀一七九二(八月十一日疾疫火事によりて改元)

十月十七日高野山大傳法院及び密嚴院落慶供養、鳥羽上皇臨幸、忠實公及雲客堂々た

り。導師信證、咒願良禪、莊園七所を賜ひ、別に遠州初倉莊を曼茶供養の用度に充て給ふ。上皇、信感厚く、百歳の後月忌日に漫供を行し、又上人の輿を昇くものは朕が輿を昇ぐと想ふべしと宣し給ひ龍顏潛然たり。今夜始めて傳法大會を行ひ覺鏡上人恭しく講裝を刷り法會巍々如たり。

高祖の古風に準して門徒に非るの人は聽聞するを許さず。教尋學頭職を辭して信慧之に代り補す。

十二月多聞天所授の寶珠を密嚴院不動像烏瑟に安置し給ふ。

▲二月良忍(六十一歳)寂。

▲正月十二日秋篠山陵鳴動。

▲九月聖惠に牛車を許す。

▲十月七日寶莊嚴院を慶し法皇臨幸。

▲十一月高野西塔に阿闍梨三口を置き給ふ。

▲二月十五日宇治入道賴通高野登山。

▲四月十四日少僧都定海一長者并に座主に補し二十一日御修法結願褒賞として法印に叙し除去、長者信證法印一長者となる。

第參拾九歲 崇德天皇（長承二年癸丑） 皇紀一七九三

六月六日覺鏤野山を下りて白河の離宮に到り鳥羽上皇に謁し年來の朝恩を禮謝し奉り天威を借りて諸家の法流を大成せんことを奏請す。上皇夢にその来るを豫知し給ふ。九月覺鏤上人に阿闍梨五口を賜ひ仁和寺北院に置かしむ。鳥羽上皇の宣命に依り覺猷、定海（六月二十四日）寛信（六月二十七日）聖惠（七月一日）に就き受法し、七月十二日徵されて小野の官庫、鳥羽の寶藏を閲覽す。弘法大師手畫等身の影像並に善女龍王の畫像二舡を拜賜す。鳥羽上皇より御鏡を遣はさせられしに院へ、「直澄鏡」の歌を詠して送り、院も亦返し歌を賜ふ。

東大寺の僧珍海已講と法身に就きて問答す。

藤原忠通の邸を訪はるゝや忠通夢に鏤上人は惠果和尚の再來なりと見たる由を語らる。

十月十一日、南都興福寺の僧珍也覺鏤上人を誹謗したる罪を蒙るの夢を見、翌朝鏤上人に陳謝懺悔す。

傳燈廣錄にはこの間錫を肥前に飛して金剛定寺、蓮金院等の諸伽藍を造るといふ。

▲正月上皇金剛峯寺に封戸を賜ふ。

▲四月源空生る。▲上皇得長壽院に幸す。

▲十月五日定海（六十）長者に復し信證を二長者とす。

▲十一月安藝國長沼庄を高野西塔に施す。

▲十二月信證廣隆寺別當に補す。

第四拾歲 崇德天皇（長承三年甲寅） 皇紀一七九四

三月二十一日高祖三百年回遠忌、本寺末院の大衆相會して大法事を御影堂並に奥院拜殿に勤修す。

五月八日鑿上人の請奏により高野山の座主を在山の徒に任することとし真譽阿闍梨に勅して本寺末院の兩座主とす。

十一月持明院を大傳法院の末寺とす。

十二月二十二日覺鑿金剛峯寺及大傳法院座主に補し定海僧正の座主職を削る。一山不平。これより上人に迫害加はる。

十二月二十三日良禪の検校をやめて信慧に補し明壽を正別當、禪信を名手莊預りとす。

生年二十、高祖の廟前に拜跪してより早くも二十春秋を経たり。觀行幸にして成り利へ、鳥羽上皇の叡信を蒙り大傳法院を造立し、覺猷、定海、寬信、聖惠の諸法將につきて諸流の深祕を瀉瓶し終りぬ。事相の大成、教相の歸一、及び之が根本道場成る。然れども竊に野山の現状を察するに、南都北嶺の惡風は漸くこの靈山にも感染し、我執の谷深くして利養の狼狽底に潜み、邪慢の嶺高くして名聞の獮猴巔に嘯く。經論の文義は我意に任せて曲解し觀行の儀則は言議に走りて孟浪たり。衰へたる哉正法、

高祖逝いて三百年、法燈まさに消えなんとす。恩師明寂阿闍梨嘗て、この事を告げて宗祖を勵ませり。善友永尋阿闍梨も亦屢々正法の興隆を宗祖に囑せり。二師今既になし。いでや、高祖三百年の遠忌に相當すること幸なれ。この期を逸して何の時が、山の改革をなさん。かく決意して大師は、先づ高祖の素志により野山常在の人を以て其座主に任補せられんことを奏し、着々山務の改革に進まんとす。一山の狐狸周章狼狽し、宗祖の身邊これより益々多難也。

第四拾壹歲 崇德天皇(保延元年乙卯) 皇紀一七九五(四月二十七日疾疫)

二月覺鑿上人金剛峯寺及大傳法院座主職を真譽に譲り給ひ、密嚴院發露懺悔文を作り給ふ。

▲正月朔日第十五世執行上座信惠朝拜、但し本寺の衆徒出仕せず。山徒上京して東寺門葉の僧綱衆と會談日夜に續く。

▲三月五日行尊(八十一歳)入滅。

▲四月上皇貢者を賑はす。

▲五月仁和寺を慶す。

▲十二月定海權僧正に任す。

▲西國海賊蜂起。

▲持明院禪信覺鏗の奏により上座となる。

第四拾貳歳 崇徳天皇（保延二年丙辰） 皇紀一七九六

東寺一門僧綱十四人有職八十三人及高野山有職四人一味契狀して法衣を着け香爐を捧げ一列陣參到憤奏したるにより三月二十日覺鏗上人金剛峯寺座主職を解き定海を座主職に補し信慧の檢校職を解きて眞譽之に代り補せらる。

三月二十一日覺鏗上人密嚴院へ退去せられ専ら三摩地を修し堂外に出て給はず。室内に月輪を現す。

眞然大徳顯現して興隆密乗を依囑せられ、狂狗傳法院に入りて佛燈を穢すを定中に

知り給ふ。

第四拾參歳 崇徳天皇（保延三年丁巳） 皇紀一七九七

八月濟暹和尚及他師の説によりて大遍照金剛御作書目錄を編み給ふ。

▲正月十五日眞譽勿然羽化す。定海僧正に任す。

▲正月十八日良禪執行及檢校に再補。

▲正月二十二日御山鳴動。

▲二月十一日聖惠（四十四歳）入寂。

▲醍醐の定海興福寺の玄覺を越えて正僧正となるにより大衆七千人宮闈に訴へ僧正一員の制を破りて玄覺僧正に任せらる。

▲十月覺法に牛車を許す。

▲八月行惠傳法院座主となる。

第四拾四歲 崇德天皇（保延四年戊午） 皇紀一七九八

十二月二十二日八千枚祕釋を記し給ふ。

▲三月信證僧正に任す。

▲四月山徒奉輿入洛して事を訴ふ。

▲六月園城寺大衆別當禪仁の房舎を焼く。

▲十一月定海大僧正に任す。

▲十二月信鏤傳法院座主に補す。

▲五月二十四日永嚴權少僧都に轉して野山に來隱、阿闍梨三口を私堂に置き院の御願寺とす。

第四拾五歲 崇徳天皇（保延五年己未） 皇紀一七九九

金剛峯寺の徒衆覺鏤上人已に滅せりと流言山を搖し院の廳に奏するものあり。

二月十六日手書を上皇に奉りてその恙なきを奏し給ふ。

四月二日傳法大會に臨席法音を出して祕教を演し、爾後復出て給はす。

▲二月二十一良禪（九十二歳）北室院に寂。覺樹寂。

▲三月興福寺大衆別當隆覺の房舎を焼く。

▲二月二十一日聖仁（八十二歳）野山執行並檢校に補せられ六月十二日遍明院に入滅。六月十八日琳賢（六十二歳）執行に補し又十一月八日檢校に補す。

▲五月十八日近衛帝御誕生。

▲覺法親王、美福門院の御產を祈り皇子（近衛帝）誕生の勸賞として東寺春季灌頂を停めて仁和寺觀音院に毎年執行す。

第四拾六歲 崇徳天皇（保延六年庚申） 皇紀一八〇〇

四月齊食略觀を書し給ふ。

六月十日六條廷尉爲義師資の縁を結ぶ。

十一月二十六日源爲義更に手書を送りて傳法院守護を誓ふ。

十二月七日高野の衆徒及坊人所用を相賀地諍論の趣に矯めて大に諸庄の兵士を集め傳法院に迫らんとするの勢を示し八日遂に大傳法院密嚴院を襲ふ。覺鏡上人不動三昧に在り。兎徒、矢鎌を以て膝を鑽る。上人出定徐歩して根來山圓明寺に趣く。衆徒七百餘人黙してその後に從ふ。大傳法院以下百餘宇兎僧の爲めに破却せらる。

眞に弘法大師の志を襲ぎ、其行を範とし其教を興し正法流布祕教宣傳に餘念なき我が宗祖興教大師の心行を曲解し若くは誤解し、或は又理解すること能はずして、正法護持の聖者に對し敢て兎器を加へ奉らんとしたる人々のころかしさよ。されど、こは嘲るべきにあらず。怒るべきにあらず。憐れむべきなり。否、一步を進めて此等罪業深重なる人々に代りて懺悔すべきなり。白刃身に加りて微動だもせず徐ろに座より起ちて黙して故居を去る。宗祖大師の偉大なる沈黙よ。數千指の清衆その後に従ひて又黙々たり。尊き忍従よ。多年史を繙きて余は斯の如き痛烈深刻眞に有力の大人の行蹟を始めて此處に發見せり。

▲二月野山に大門を經營す。琳賢の發願なり。

▲閏五月九州所々の大衆神人大宰府以下の屋舎を焼く。

▲同月二十五日山徒園城寺を焼く。

▲九月覺猷寂。

▲十月佐藤憲清出家。

第四拾七歲 崇德天皇（永治元年辛酉）皇紀一八〇一（七月十日辛酉厄運によりて改元）

根來に在りて求聞持法一百日を修し、五輪九字明秘釋を著作し給ふ。

▲正月信證護持僧となる。

▲三（又七）月鳥羽上皇信證に從つて落飾し給ひ法名空覺と改めらる。

▲三月二十三日數尋寂。四月榮西生る。七月行惠寂。

▲夏、能光、金剛峯寺中門持國多聞二天像を彫り、湛慶父子同大門の二天像を刻す。

▲十一月金剛峯寺大門及二佛像を慶す。

▲十二月七日、帝、尊弟體仁親王に讓位。これ法皇と新院と御不快の濫觴なり。

第四拾八歳 近衛天皇（康治元年壬戌） 皇紀一八〇二一

七月根來寺の學頭兼海大傳法院坐主神覺等和を高野山に求む。野山聽かず、覺鏤上人、圓明寺に在り阿字觀を修して梵書の阿字を壁間に炳現し、又月輪觀を修して水面に月輪を印し給ふ。

▲二月廿六日侍賢門院落飾。

▲三月山徒寺門の徒と戰ふ。

▲四月信證寂。

▲五月五日鳥羽上皇東大寺に受戒。

第四拾九歳 近衛天皇（康治二年癸亥） 皇紀一八〇三

▲閏二月崇徳鳥羽兩院熊野に幸す。六月廿一日大宰府觀音寺火く。

覺鏤上人七月廿八日風疾を病み、聖應以下の諸弟子に一期大要祕密集を示し、尊勝陀羅尼を諷誦し、十二月十一日母公妙海尼を水栖村の小菴に訪ひて訣別し、十二月十

二日圓明寺西廂に結跏趺座して袖中に秘印を結び恬然として示寂し給ふ。上足兼海報に接して鎌倉より還り融源も熊野より來り會して同廿一日菩提院に閻維し奉る。導師は善巧房の阿闍梨呪願は圓總房なり。御棺は大乘房證印、淨法房の兼海荷ひ奉る。證法房、曜覺房等之に從ふ。七日毎に御扉を開きて拜し奉るに顏色鮮明、座禪の相に變なし。四十九日後永く閉ぢて高祖入定の儀相に準す。

謹みて宗祖の御生涯を通觀するに、専ら自信教人信の實範に外ならず。宗祖自ら「性廣化に攀じて動もすれば一心を亂る」を制し、「自樂他利の鏡は、自ら昧うして他を照すことなし。内證外用の藏、内虛ふして何ぞ外を益せん。須らく群類を度せんか爲めには、寂默として衆務を絶つべし。先づ一心に鑑徹して後に萬物を照化せよ」「凡愚の時、多劫利他の行は悉地の後、一念度人の功に及ばざるなり。豈、只優劣天のみならんや、實にまた損益甚しきなり。」「自ら沈溺を脱れずして、他豈に濟度せられんや」聖尚ほ他度を讓る、凡蓋そ自行を先とせざらんや」と諷め専ら觀行を實修して一心の自覺を努め給へり。故を以て、人或は宗祖の行蹟利他の行に乏しきを

嘆くものあり。然れども、これ誠に思はざるの甚しきものなり。宗祖曰く、「自分のために他利を修す既にこれ自調の門なり、他の爲めに自行を勤む、豈、他度の道にあらざらんや」と行々互に融渉して、果々同じく圓満せん。宗祖在世の僧俗六度の行を退して流轉三途の業を作り、遊戯笑語して徒に年を送り、詐誑詐偽して空しく日を過す。癡人を友として惡行を營み、自讚毀他、浮華驕奢、人心の墮落、風教の頽廢その極に達したり。この間に處して眞實世を救ひ人を導く師の先づ自身、徳教の實修實行に範を示すの急なるは論を俟たず。宗祖入滅以來茲に七百七十有七年を距つと雖も、御一代の行蹟を閲みするに現代の時弊を救ひ人心の作興を計るの教訓これが規範の實行を示し給ふの痛切なること日々に新なるを知る。今時、宗祖誕生の靈蹟復興せられ、殿堂の落慶供養を修せらるゝに際會し、弟子歡喜踊躍の情に堪えず。聊か記して報謝の微志を運ばんのみ。南無覺鑄興教大師。

興教大師年譜 終

大正八年十月二十日印刷
大正八年十月二十三日發行

〔貰價參拾錢〕

發行作人兼

川井精春

東京市小石川區大塚坂下町六拾九番地寄留
栃木縣下都賀郡水代村大字西水代

印刷人

島連太郎

印刷所

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所

三秀舎

賣捌所

東京市本郷區春木町ニノ二二

(電話小石川四一八二〇
（振替東京八二一九）

不許複製

373
389

終

